

山口県報

令和6年
9月10日
(火曜日)

目次

○告示

特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しななければならない区域の指定(環境政策課).....

保安林予定森林(光市)(森林整備課).....

○公告

令和六年度砂利採取業務主任者試験の実施(産業政策課).....

○雑報

県報の正誤(令和六年八月三十日山口県報の目次).....



山口県告示第二百五十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和六年九月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 形質変更時要届出区域

周南市大字徳山字上御弓丁四一九七の一の一部

二 特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

山口県告示第二百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和六年九月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

光市大字小周防字山崎一〇七七九、一〇七七九の一、一〇七七九の二、一〇七八一の二、一〇七八三、大字塩田字鍋倉一一二九の一、一一一七〇の八、一一一七〇の九、一一一七〇の五二、一一一七〇の五二、一一一七〇の六五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、光市森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び光市経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)



(一六二) 令和六年度砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施します。

令和六年九月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時

令和六年十一月八日(金曜日) 午前十時から正午まで

二 試験の場所

山口市滝町一番一号

山口県庁産業労働部一号会議室

三 受験資格

年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はない。

四 試験の科目

(一) 砂利の採取に関する法令

(二) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

五 受験願書の受付期間

令和六年十月一日（火曜日）から同月二十五日（金曜日）まで（郵送の場合は、十月二十五日までの消印のあるものは、有効とする。）

六 受験願書の提出先

山口市滝町一番一号（郵便番号七五三一八五〇一）

山口県産業労働部産業政策課

七 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真（縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。）

八 受験手数料

八千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、令和六年十一月二十九日（金曜日）とし、合否を受験者に文書で通知する。

(二) 受験者は、試験の得点を知りたい場合には、合格者の発表日以後、山口県産業労働部産業政策課において、受験票を提示してその旨を申し出ること。

十 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県産業労働部産業政策課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験願書 部請求」と朱書きし、山口県産業労働部産業政策課のホームページの試験案内に掲載する受験願書等の請求部数に応じた金額に相当する切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を同封すること。

と。

(二) この試験についての問合せは、山口県産業労働部産業政策課（電話〇八三一九三三―三二五五）にすること。



正 誤

令和六年八月三十日山口県報の目次

公安委訓令	誤
公安委規程	正